

重要事項説明書

当事業所は御契約に対して訪問看護サービスを提供させて頂くに際し、契約を締結する前に知っておいて頂きたい当事業所の内容を説明させていただきます。

1. 訪問看護を提供する事業者について

| | |
|------------|------------------|
| 事業者名称 | 医療法人 自由会 |
| 主たる事務所の所在地 | 岡山県岡山市南区東畦 767-3 |
| 代表者名 | 理事長 橋本 俊明 |
| 電話番号 | 086-282-6701 |

2. 御契約者へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

| | |
|------------|---------------------------------|
| 本体事業所の名称 | こうなん訪問看護ステーション |
| 施設の所在地 | 岡山県岡山市南区東畦 651-19 |
| 開設年月日 | H12 年 4 月 1 日(介護保険法に基づき岡山県知事指定) |
| 介護保険事業所番号 | 3360190015 |
| 管理者の氏名 | 川邊 遥 |
| サービス提供実施地域 | 岡山市・倉敷市・玉野市・早島町 一部区域 |
| 電話番号 | 086-282-0204 |
| FAX 番号 | 086-282-0208 |

(2) 事業の目的、運営方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 健康保険法および介護保険法の理念に基づき、地域に開かれた在宅サービス機関として、利用者の生活の質の確保を求め、健康管理や日常生活動作の維持、回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるようにし、又利用者の自立支援を行うことを目的とします |
| 運営の方針 | 要介護者などの心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じてできる限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、健康管理・日常生活動作の維持回復・生活の質の向上を図り、適切な在宅生活が維持できるよう支援を行います。また関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます |

(3) ご利用事業所の職員体制(2025 年 4 月 1 日現在)

管理者 1 名 看護師 7 人以上 理学療法士等 1 人以上

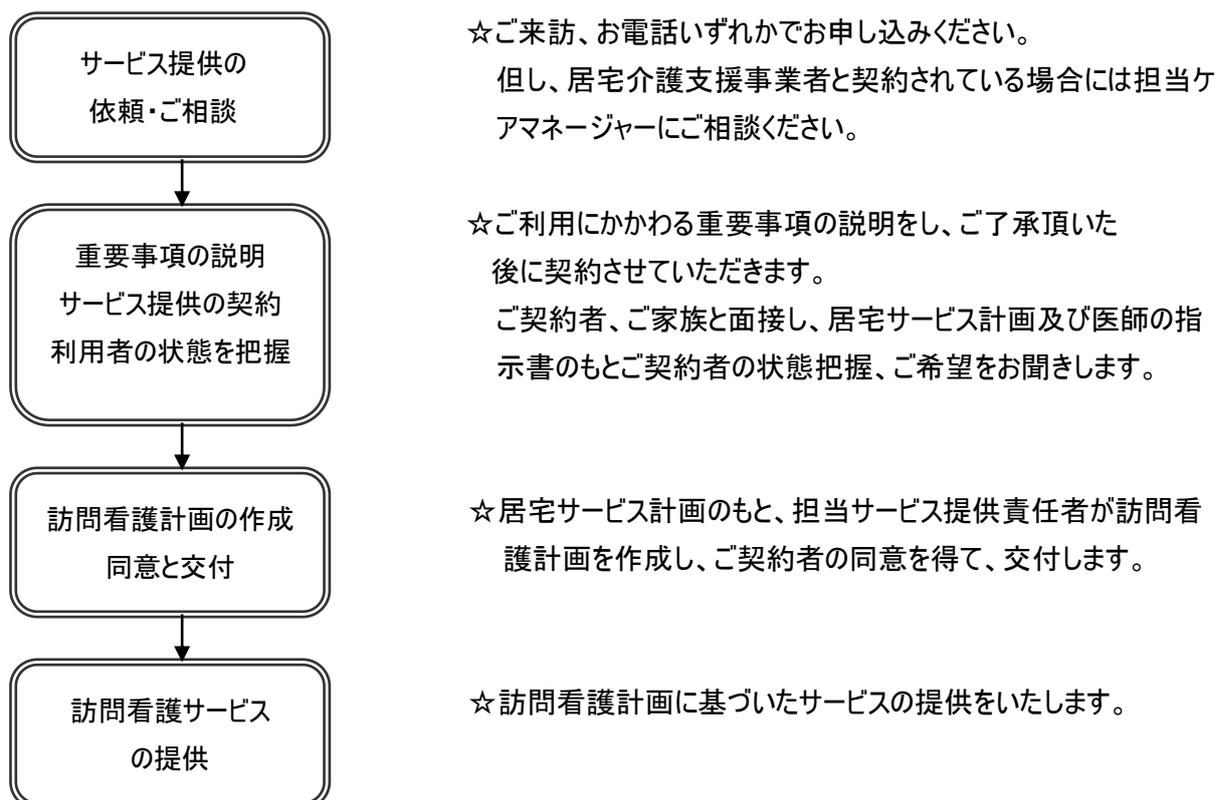
(4) サービス提供日時

| | |
|----------|-----------------------------|
| サービス提供日時 | 月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで |
| 休業日 | 日・祝祭日及び 12月 30日～ 1月 3日 |

※ 緊急時訪問看護加算契約利用者に対して
24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの開始までの流れ



(2) サービスの終了

ご契約者は、事業所に対して、7日以上予告期間を持って届出することにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。

但し、ご契約者の急変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解除することが出来ます。

4. 利用料金について

※保険適応の利用料に関しましては、介護報酬に準ずる料金となります。

(1) 利用料

介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は厚生労働大臣が定める負担割合に準ずる負担割合です。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

【訪問看護】

※地域単価 10.21 円。別途サービス提供体制強化加算(Ⅰ)6 単位が加算されます。

| 所要時間 | 基本料金 | 夜間・早朝料金 | 深夜料金 |
|-------------------------------------|---|---|---|
| 20 分未満 (314 単位) | 3,205 円 1 割負担:321 円 2 割負担:641 円 3 割負担:962 円 | 4,012 円 1 割負担:402 円 2 割負担:803 円 3 割負担:1,204 円 | 4,808 円 1 割負担:481 円 2 割負担:962 円 3 割負担:1,443 円 |
| 30 分未満 (471 単位) | 4,808 円 1 割負担:481 円 2 割負担:962 円 3 割負担:1,443 円 | 6,013 円 1 割負担:602 円 2 割負担:1,203 円 3 割負担:1,804 円 | 7,218 円 1 割負担:722 円 2 割負担:1,444 円 3 割負担:2,166 円 |
| 30 分以上 1 時間未満 (823 単位) | 8,402 円 1 割負担:841 円 2 割負担:1,681 円 3 割負担:2,521 円 | 10,506 円 1 割負担:1,051 円 2 割負担:2,102 円 3 割負担:3,152 円 | 12,609 円 1 割負担:1,261 円 2 割負担:2,522 円 3 割負担:3,783 円 |
| 1 時間以上 1 時間 30 分未満 (1,128 単位) | 11,516 円 1 割負担:1,152 円 2 割負担:2,304 円 3 割負担:3,455 円 | 14,396 円 1 割負担:1,440 円 2 割負担:2,880 円 3 割負担:4,319 円 | 17,275 円 1 割負担:1,728 円 2 割負担:3,455 円 3 割負担:5,183 円 |

【予防訪問看護】

※地域単価 10.21 円。別途サービス提供体制強化加算(Ⅰ)6 単位が加算されます。

| 所要時間 | 基本料金 | 夜間・早朝料金 | 深夜料金 |
|-------------------------------------|---|---|---|
| 20 分未満 (303 単位) | 3,093 円 1 割負担:310 円 2 割負担:619 円 3 割負担:927 円 | 3,869 円 1 割負担:387 円 2 割負担:774 円 3 割負担:1,161 円 | 4,645 円 1 割負担:465 円 2 割負担:929 円 3 割負担:1,394 円 |
| 30 分未満 (451 単位) | 4,604 円 1 割負担:461 円 2 割負担:921 円 3 割負担:1,382 円 | 5,758 円 1 割負担:576 円 2 割負担:1,152 円 3 割負担:1,728 円 | 6,912 円 1 割負担:692 円 2 割負担:1,383 円 3 割負担:2,074 円 |
| 30 分以上 1 時間未満 (794 単位) | 8,106 円 1 割負担:811 円 2 割負担:1,622 円 3 割負担:2,432 円 | 10,138 円 1 割負担:1,014 円 2 割負担:2,028 円 3 割負担:3,042 円 | 12,160 円 1 割負担:1,216 円 2 割負担:2,432 円 3 割負担:3,648 円 |
| 1 時間以上 1 時間 30 分未満 (1,090 単位) | 11,128 円 1 割負担:1,113 円 2 割負担:2,226 円 3 割負担:3,339 円 | 13,906 円 1 割負担:1,390 円 2 割負担:2,781 円 3 割負担:4,171 円 | 16,693 円 1 割負担:1,670 円 2 割負担:3,339 円 3 割負担:5,008 円 |

| 【訪問リハビリ】 1回(20分)294単位 | | 【予防訪問リハビリ】 1回(20分)284単位 | |
|-----------------------|---|-------------------------|---|
| 所要時間 | 基本料金 | 所要時間 | 基本料金 |
| 20分 | 3,001円 1割負担:301円 2割負担:601円 3割負担:901円 | 20分 | 2,899円 1割負担:290円 2割負担:580円 3割負担:870円 |
| 40分 | 6,003円 1割負担:601円 2割負担:1,201円 3割負担:1,801円 | 40分 | 5,799円 1割負担:580円 2割負担:1,160円 3割負担:1,740円 |
| 60分 (90/100) | 8,116円 1割負担:812円 2割負担:1,624円 3割負担:2,435円 | 60分 (50/100) | 4,349円 1割負担:435円 2割負担:870円 3割負担:1,305円 |

※上記全てに、サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1回につき6単位(61円)を別途かけます。

その他のサービスの加算料金

| 項目 | 基本料金 | 内容 |
|------------|------------------------------|---|
| 退院時共同指導加算 | 6,126円 (612円) | 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回(特別な管理を要する者である場合、2回)に限り算定できる。 |
| 初回加算Ⅰ | 3,573円 (357円) | 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所日に訪問看護を提供した場合。初回訪問した月に算定。 |
| 初回加算Ⅱ | 3,063円 (306円) | 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所日以降に訪問看護を提供した場合。初回訪問した月に算定。 |
| 複数名訪問看護加算Ⅰ | 30分未満 2,593円 30分以上 4,104円 | 厚生労働大臣が定める基準(※1)を満たしており、同時に複数の看護師等が1人の利用者様に対して訪問看護を行う場合 |
| 複数名訪問看護加算Ⅱ | 30分未満 2,052円 30分以上 3,236円 | 厚生労働大臣が定める基準(※1)を満たしており、同時に看護師等が看護補助者と1人の利用者様に対して訪問看護を行う場合 |

| | | | |
|---|---------------|---------------------|---|
| ※1 1、利用者様の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 2、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 3、その他利用者の状況等から判断して、1)または2)に準ずると認められる場合 | | | |
| 看護体制強化加算Ⅰ | | 5,615円 (562円) | 在宅における療養生活に伴う医療ニーズへの対応強化の観点から充実したサービス提供のための評価。 要介護認定者 1回/月算定 |
| 看護体制強化加算Ⅱ | | 2,042円 (204円) | 上記と同様。算定要件(重症度の高い利用者人数)により加算が変更となる。要介護認定者1回/月算定。(看護体制強化加算Ⅰの場合には算定しない) |
| 看護体制強化加算 | | 1,021円 (102円) | 在宅における療養生活に伴う医療ニーズへの対応強化の観点から充実したサービス提供のための評価。 要支援認定者 1回/月算定(算定要件により変更あり) |
| 特別管理加算 | 特別管理加算 (Ⅰ) | 5,105円 (510円) | 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態 |
| | 特別管理加算 (Ⅱ) | 2,553円 (255円) | 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である場合 |
| 緊急時訪問看護加算Ⅰ (一月につき) | | 6,126円 (612円) | ご契約者の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対し1回/月算定。看護師の24時間の負担軽減に資する十分な業務管理体制の整備が行われている事業所で算定。 |
| 専門管理加算 (該当者のみ) | | 2,552円 (255円) | 皮膚管理等に関する専門の研修を受けた看護師が、主治医と連携し訪問した場合に算定。(創傷・瘻孔管理等) |
| 口腔連携強化加算 (該当者のみ、一月につき) | | 510円 (51円) | 口腔の健康状態の評価を実施した場合に、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供を行った場合。 |
| ターミナルケア加算 (亡くなられた月) | | 25,525円 (2,552円) | 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上(死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合、1日以上)ターミナルケアを行った場合。 |
| 高齢者虐待防止措置の有無 | | 基準型 | 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じている。 |
| 業務継続計画策定の有無 | | 基準型 | 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画を策定している。 |

- ① 基本料金に対してサービス提供開始時間が、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯の時は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。
- ② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。
- ③ 岡山市の地域単価は基本単価10円に対し、訪問看護は10.21円です。
- ④ ご契約者に保険料などの滞納がある場合は、介護保険適用であっても一旦利用料は全額自己負担となります。当事業所はサービス提供証明書を発行いたします。

(2) 交通費について

当事業所のサービス提供実施地域(岡山市、早島町、倉敷市、玉野市(各一部区域))へのサービス提供の場合は無料。

(3) キャンセル料について

ご契約者の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前日(その日が日曜日、祝日、12月30日～1月3日にあたる日はその前日)の午後5時までに事業所に申し出てください。当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料を請求させていただきます。但し、ご契約者の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。

| | |
|--|---------------------|
| 前日午後5時までに申し出があった場合 | 無料 |
| 前日午後5時までに申し出がなかった場合 当日の申し出、又は申し出なく不在の場合 | キャンセル料 料金の70% /回 |

(4) エンゼルケアについて

エンゼルケアとは、亡くなられた方に対して看護師が行う死後の処置のことです。生前のその方らしく身なりを整えさせていただくため、ご家族と一緒に身体を清潔にし、化粧(エンゼルメイク)や更衣などをさせていただきます。料金は、20,000円(税込)で自費(介護保険適応外)となります。

(5) 料金の請求及びお支払方法

| | |
|--------------------|---|
| 利用料・その他 費用の請求方法 | ・ 毎月10日以降の訪問日に当事業所の訪問看護師が前月分の請求書を持参または郵送いたします |
| お支払い方法 | ・ 基本による「自動引落とし」とさせていただきますので、手続きをお願い致します。 ・ ご利用月の翌月27日に引落としさせていただきます。 (27日が休業日の場合、翌営業日の引落としとなります。) |
| 領収書の発行 | ・ 「自動引落とし」の領収書は翌月の10日以降に発行致します。 ・ 「自動引落とし」領収日は引落とし完了日となります。 |

(6) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

5. 要介護認定等を受けておられない方の利用料

(1) サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。事業所は「サービス提供証明書」を発行します。

要介護認定などの結果が出た後、自己負担額を除く金額が、介護保険から利用者に払い戻されます(償還払い)。但し「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は、自己負担分のみお支払いいただきます。

- (2) 要介護、要支援の認定を受けても、「暫定居宅サービス計画」が作成されていない場合サービス利用料の全額を一旦お支払いいただき、償還払いとなります。
- (3) 認定結果が「自立」の場合は、「暫定居宅サービス計画」の作成有無にかかわらず、全額自己負担となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス契約時に、担当の訪問看護師を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問看護師の交替(契約書第8条)

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護師の指名はできません。

② 事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。訪問看護師を交替する場合はご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項(契約書第9条)

① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品(水道・ガス・電気等を含む)は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更(契約書第12条)

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 成年後見制度の活用支援

当事業所は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

(6) 訪問看護師の禁止行為(契約書第16条)

訪問看護師は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--------------------------------------|
| ① ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受 |
| ② ご契約者のご家族等に対するサービスの提供 |
| ③ 飲酒及び喫煙 |
| ④ ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ⑤ その他ご契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為 |

(7) 虐待防止・身体的拘束廃止のための措置

当事業所では、ご契約者に対する虐待防止・身体的拘束廃止のため、職員に対して、虐待防止・身体的拘束廃止を啓発・普及するための定期的な研修を行い、虐待防止・身体的拘束廃止の必要な措置をとります。

また、責任者を置き、早期発見に努め、虐待を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとします。身体的拘束については、本人の尊厳を守るためやむを得ない状況になった場合には、身体的拘束等の適正化推進のため、状況把握及び管理を行います。

虐待防止・身体的拘束廃止 責任者 **川邊 遥**

7. 緊急時、事故発生時の対応(契約書第14条、18条)

サービスの提供中にご契約者の容態の変化等があった場合は、ご契約者の主治医、又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

当事業者はご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な処置を行います。サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

8. 非常時災害対策(契約書第26条)

| | | |
|---|-------------|--|
| ① | 非常災害時に連絡する人 | |
| ② | 災害避難場所 | |
| ③ | 家族の連絡先 | |

- ・実際に地震等災害が発生した場合は、避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいてください。
- ・災害の状況により、訪問中の場合はできる限り契約者への安全確保をした上で訪問を打ち切ることがあります。また、定期訪問や緊急依頼は対応できない場合があります。
- ・状況に応じて他事業所への協力依頼を行い連携を図ります。

9. サービスに関する相談・要望・苦情申立(契約書第27条)

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

| | |
|----------------|---|
| こうなん訪問看護ステーション | 担当者 川邊 遥 (月曜日～土曜日) 午前9:00～午後17:30 TEL 086-282-0204 FAX 086-282-0208 |
|----------------|---|

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | |
|-------------|------------------|
| 岡山市介護保険課 | TEL 086-803-1240 |
| 倉敷市介護保険課 | TEL 086-426-3343 |
| 早島町役場町民生活課 | TEL 086-482-0613 |
| 岡山市事業者指導課 | TEL 086-212-1012 |
| 玉野市 長寿介護課 | TEL 0863-32-5534 |
| 国民健康保険団体連合会 | TEL 086-223-8811 |